

事務連絡
平成27年9月30日

各都道府県 利用者支援事業担当部局担当課
母子保健担当部局担当課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課少子化対策企画室
母子保健課

「子育て世代包括支援センター」と利用者支援事業等の関係等について
の整理資料の送付について

日頃より、子ども・子育て支援施策の推進についてご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

利用者支援事業については、子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられ、その実施については、「利用者支援事業ガイドラインについて」（平成26年10月6日府政共政第950号、26文科初第704号、雇児発1006第1号）を策定し、その普及と適正な実施を図っているところです。

一方で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）等において示された、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」）と、利用者支援事業等の関係等について、多くの自治体から照会が寄せられているところです。

このため、今般、「子育て世代包括支援センター」の全国展開を目指す上で、改めて、同センターの意義・役割・機能等について明らかにするとともに、利用者支援事業（母子保健型）のみならず、利用者支援事業（基本型）や市町村保健センターなど他の事業との関係について、別添資料にて整理いたしました。

事業の実施にあたっては、利用者支援事業担当と母子保健担当間で情報の共有等をしていただき、次年度予算編成等において当該資料をご活用いただきますようお願いいたします。

あわせて、貴管内市町村（指定都市・中核市・保健所設置市・特別区を含む）に対して周知していただくようお願いいたします。

担当

利用者支援事業（基本型）について

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

総務課少子化対策企画室 大倉、門間

電話 03-5235-1111(内線)7950・7951

利用者支援事業（母子保健型）について

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

母子保健課 堀内、恩田

電話 03-5235-1111(内線)7938